

## 豊後高田市独自認証農産物認証基準

(目的)

第1条 豊後高田市で生産された農産物について、独自の認証にかかる手続きを定めることを目的とする。

(生産の原則)

第2条 農業の自然循環機能の維持増進を図るため、化学的に合成された肥料及び農薬の使用を避けること基本として、土壌の性質に由来する農地の生産力を発揮させるとともに、農業生産における環境への負荷をできる限り低減した栽培管理方法を採用したほ場において生産すること。

(定義)

第3条 この基準において、次の表左欄の用語の定義は、それぞれ同表右欄のとおりとする。

用語	定義
豊後高田市 独自認証農産物	次条の基準に従い生産された農産物（飲食料品に限る。）をいう。
有機栽培	有機農産物の日本農林規格に従った栽培管理方法をいう。
使用禁止資材	肥料及び土壌改良資材（有機農産物の日本農林規格別表1に掲げるものを除く）、農薬（有機農産物の日本農林規格別表2に掲げるものを除く）並びに土壌、植物類に施されるその他の資材（天然物質又は化学的処理を行っていない天然物質に由来するものを除く。）をいう。
化学的処理	次のいずれかに該当することをいう。 1 化学的手段（燃焼、焼成、熔融、乾留及びけん化を除く。以下同じ）によって、化合物を構造の異なる物質に変化させること（最終的な製品に当該物質を含有しない場合を含む。） 2 化学的手段により得られた物質を添加すること（最終的な製品に当該物質を含有しない場合を含む。）
組換え DNA 技術	酵素等を用いた切断及び再結合の操作によって、DNAをつなぎ合わせた組換え DNA 分子を作製し、それを生細胞に投入し、かつ、増殖する技術をいう。

(生産方法についての基準)

第4条 独自認証農産物の生産の方法についての基準は、次のとおりとする。

事項	基準
ほ場	1 周辺から使用禁止資材が飛来し、又は流入しないように必要な措置を講じていること。 2 多年生の植物から収穫される農産物はその最初の収穫前1年以上、その他

	<p>の農産物は前作の作物を収穫後に播種又は植付け前3ヶ月以上の間、この基準に従い農産物の生産を行っていること。(開拓されたほ場又は耕作の目的に供されていなかったほ場で新たに農産物の生産を開始した場合は、播種又は植付け前1年以上使用禁止資材が使用されていないこと。)</p>
ほ場を使用する種子又は苗等	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 有機栽培又はこの基準によって生産されたものを使用することを原則とする。</li> <li>2 1の種子及び苗等の入手が困難な場合又は品種の維持更新に必要な場合は、市販の種や最も若齢の苗を使用することができる。</li> <li>3 災害、病虫害等により、植え付ける苗等がない場合は、市販の苗を使用することができる。</li> <li>4 上記の種子及び苗は組換えDNA技術を用いて生産されたものでないこと。</li> </ol>
ほ場における肥培管理	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 当該ほ場において生産された農産物の残渣に由来する堆肥の施用又は当該ほ場若しくはその周辺に生息し、若しくは生育する生物の機能を活用した方法のみによって土壌の性質に由来する農地の生産力の維持増進を図ることを原則とする。</li> <li>2 上記の方法のみによっては土壌の性質に由来する農地の生産力の維持増進を図ることができない場合にあつては、有機農産物の日本農林規格別表1の肥料及び土壌改良資材を利用することができる。</li> </ol>
ほ場における有害動植物防除	<p>次の1～3又はこれらを適切に組み合わせた方法のみにより有害動植物の防除を行うこと。ただし、農産物に重大な損害が生ずる危険が急迫している場合であつて、上記のみでは有害動植物を効果的に防除することができない場合は、有機農産物の日本農林規格別表2の農薬(組換えDNAを用いて製造されたものを除く。)を使用することができる。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1 耕種的防除(作物及び品種の選定、作付時期の調整、その他農作物の栽培管理の一環として通常行われる作業を有害動植物の発生を抑制することを意図して計画的に実施することにより、有害動植物の防除を行うことをいう。)</li> <li>2 物理的防除(光、熱、音等を利用する方法、古紙に由来するマルチ(製造工程において化学的に合成された物質が添加されていないものに限る。)若しくはプラスチックマルチ(使用後に取り除くものに限る。))を使用する方法又は人力若しくは機械的な方法により有害動植物の防除を行うことをいう。)</li> <li>3 生物的防除(病害の原因となる微生物の増殖を抑制する微生物、有害動植物を捕食する動物若しくは有害動植物が忌避する植物若しくは有害動植物の発生を抑制する効果を有する植物の導入又はその生育に適するような環境の整備により有害動植物の防除を行うことをいう。)</li> </ol>

育苗管理	<p>1 育苗を行う場合（ほ場において育苗を行う場合を除く。）にあつては、周辺から使用禁止資材が飛来し、又は流入しないように必要な措置を講じ、その用土として次の2から4までに掲げるものに限り使用するとともに、この基準に従い管理を行うことを原則とする。</p> <p>2 この表のほ場の項の基準に適合したほ場の土壌</p> <p>3 過去2年以上の間、周辺から使用禁止剤が飛来又は流入せず、かつ、使用されていない一定の区域で採取され、採取後においても使用禁止資材が使用されていない土壌</p> <p>4 有機農産物の日本農林規格別表1の肥料及び土壌改良資材</p> <p>5 2から4の用土の入手が困難な場合は、市販の用土を使用することができる。</p>
収穫後の管理	<p>1 認証農産物と非認証農産物が混合しないように管理を行うこと。</p> <p>2 認証農産物が使用禁止資材に汚染されないように管理を行うこと。</p>
保管施設	収穫後の管理を行うのに支障のない広さ、明るさ及び構造であり、適切に清掃されていること。
栽培記録	対象期間の栽培記録が確認できること。

#### 【申請時提出書類】

※有機 JAS 認証を取得している場合、認証書の写しの提出をもって2～6に代えることができる。

※環境保全型農業直接支払交付金を申請している場合、その申請書類をもって2～6に代えることができる。

1. 申請書
2. 申請ほ場一覧（住所、条件について記入）
3. ほ場図（隣接ほ場との緩衝帯、用排水路等が分かる図面）
4. ほ場管理計画（使用する種苗、肥培管理、使用資材、防除方法及びその他必要な事項について記入）
5. 資材証明書（資材を使用する場合のみ提出）

#### 【実績時提出書類】

6. 実績報告（栽培記録、資材証明書（※必要な場合のみ））

#### 【その他】

7. 認証マーク使用記録（※2回目以降の使用申請時に報告）

#### 付 則

- 1 この基準は、令和6年6月25日から施行する。
- 2 この基準は、定期的に見直しを行う。